

目的

以下の5つに大別される（改正社会福祉法に明記）。

- ・ 包括的相談支援事業
 - ・ 参加支援事業
 - ・ 地域づくり事業
 - ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
 - ・ 多機関協働事業
- 一体制整備
- 地域・事業者主体
- 行政主体

・・・準備移行事業（R6・7で実施）として
まずはここから推進

包括的相談支援事業＝断らない相談体制の推進

「はざまの人」……サービスや支援を受けられるまでではないが、暮らし、生活や人間（特に家族）関係など何か困りごとがあること

例：親の収入はしっかりしているが、ひきこもりの20～30代の子

アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組

アウトリーチ……日本語では外へ手を伸ばすこと。「はざまの人」など普段は見つけにくい方を支援の手が届くように見つけ、支援すること

→ 見つけるだけでなく継続的支援が大事！

多機関協働事業

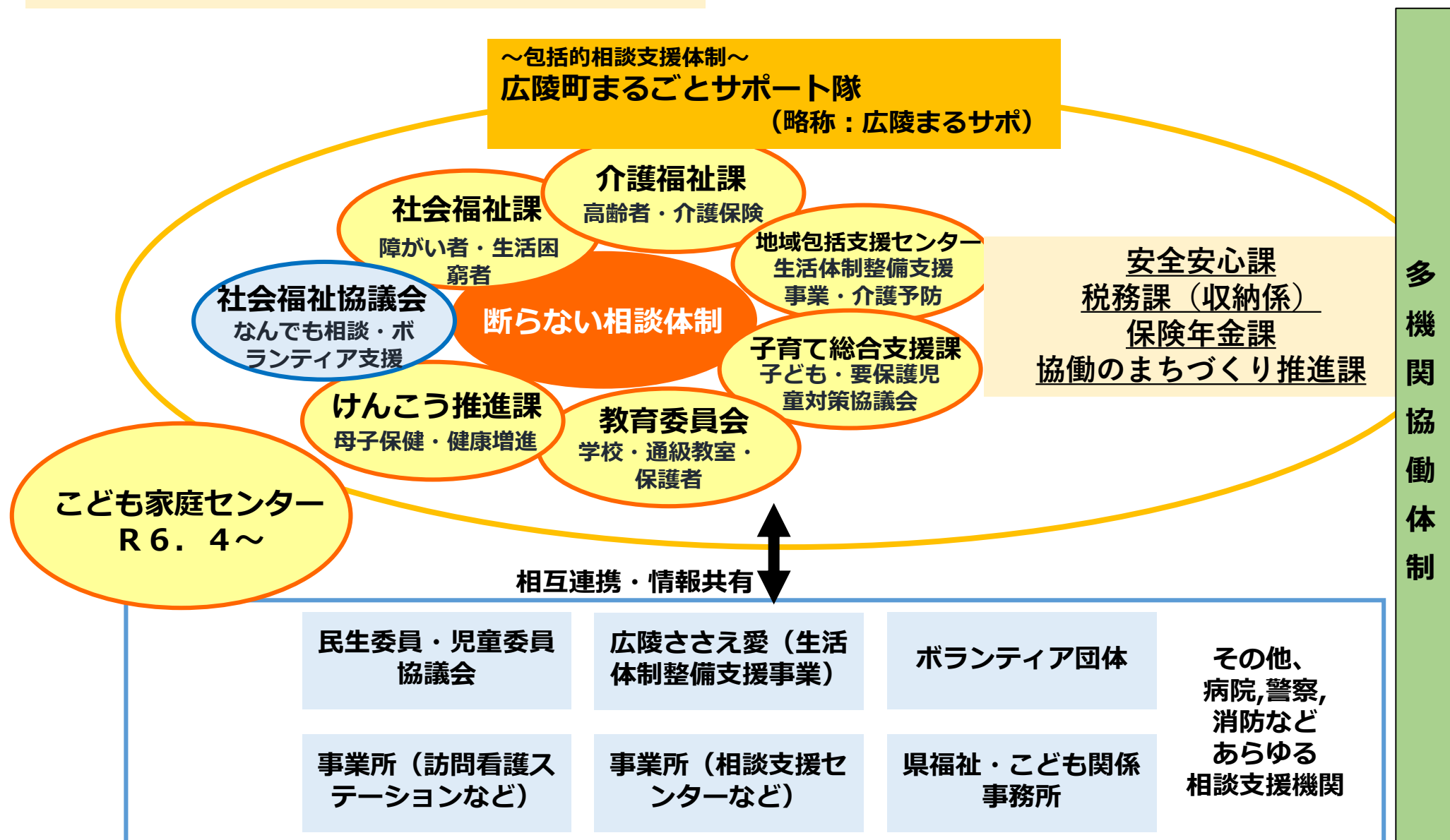
→相談支援機関が関わり合い、相談者を受け入れる
土壌を整備することが大事！

広陵町における重層的支援体制整備事業の取り組みについて

資料2-2

令和6年8月22日

包括的相談支援事業及び他機関協働の推進体制



令和6年8月22日

本事業に対する地域福祉計画策定委員会の位置付け

地域福祉計画策定委員会＝さまざまな町内関係団体、事業所、学識経験者が参加している

→では、本委員会では何をさせていただく？

- まずは町がこういった取り組みをしていることの把握・理解（最も重要）
 - 重層的支援体制整備事業に関する事業のアイデアの提案や進捗状況の確認（既存事業の改善・改良、事業の拡大、休廃止などの提言）
- 「重層」は、行政の縦割りを解消し、横つなぎを進めていく体制整備が主目的

今後のスケジュール

- 令和6年12月 「（仮称）広陵町多機関協働事業会議」設立（予定）

→令和8年度の本格実施に向け、町及び事業所等を含めた会議体を設立

- 設立後3～4か月に一回程度会議を行い、推進すべき事業及び関係機関との調整を議論、推進

令和8年度……本格実施！



「人と人との重層（重ね合わせ）を！」